

1. 災害関係

- 北海道の地震（9月6日）や台風21号（9月4日）、山形県での大雨（8月31日～9月1日）等の災害では大きな被害が発生しており、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 北海道の地震や山形の大雨については、「金融上の措置」において、保険料の払込み期間の猶予や、保険金請求等の手続の簡便化・迅速化について、柔軟な対応等を要請している。台風21号でも大きな被害が生じており、保険料の払込み期間の猶予や、保険金請求等の手続の簡便化・迅速化に取り組むなど、個々の被災者の立場に寄り添った対応をお願いしたい。
- 損害保険各社においては、事故受付や被災地での損害査定等、全国各地において様々な対応に日夜尽力されていると承知。今後とも適切な対応をよろしくお願いしたい。
- また、9月8日に、北海道における大規模停電を回避するため、経済産業大臣からの要請を受け、当庁から金融機関等に対して、北海道電力管内の事業所等において節電に取り組むよう要請した。ご協力に感謝する。その後、苫東厚真火力発電所1号機の復旧等により、需要減1割確保のための節電は必要なくなったが、今後は、例年のように、冬に向けて無理のない範囲での節電にご協力をお願いしたい。

2. 今事務年度の保険分野に関するモニタリングについて

（1）経済価値ベースの資産・負債評価の考え方を取り入れたモニタリング

- 保険会社を巡るリスクの所在と形態の変化が加速する中、現行のソルベンシー規制で十分に捉えられていないリスクも包括的に考慮した健全性を把握する「動的な監督」に取り組むことが不可欠。

- このため、保険会社のリスク管理の高度化を促しつつ、資産・負債を経済価値ベースで評価する考え方をモニタリングの中に、より一層取り入れていくことが重要。
- また、保険会社は、自らの財務状況を的確に把握した上で、収益力強化に向けたリスク・テイクと資本の両者のバランスに配慮した経営を行うことが重要。こうした観点で、経済価値ベースのソルベンシー規制については、これまで数次のフィールドテストを通じて検討を深めてきた。今後は、現下の経済環境における様々な意図せざる影響にも配慮しつつ、国際資本基準（ICS）に遅れないタイミングでの導入を念頭に、関係者と広範な議論を行っていきたい。

（２） 保険会社におけるガバナンス機能の発揮状況

- 保険会社のガバナンス機能の発揮状況については、これまでもグローバルガバナンス等をテーマにモニタリングを行ってきた。昨事務年度は、主に各社の海外事業の中長期的戦略の策定状況や、海外拠点管理の実効性等について実態把握を行った。
- その結果、海外事業の中長期的な将来像を実現するため、人材を計画的に確保・育成するための人事戦略を具体的に策定しているといった取組みが認められた。一方、こうした人材育成等の課題について、更なる取組みが必要な事例も認められた。
- 海外事業において、安定的なビジネスモデルを確立していくことや、買収先と対等に渡り合える人材の確保・育成を行っていくことは容易ではないと考えられる。このため、各社においては、ガバナンス機能を十分に発揮し、これらの課題に引き続き取り組んでいただく必要がある。
- 今事務年度は、経営全般にわたるガバナンス機能について、取締役会が重要な経営判断に関し、深度ある議論を行っているか、経営トップに対して有効な牽制・監督機能を発揮しているか等について、モニタリングを行う。それと共に、各社の経営陣や社外取締役等と深度ある対話を行っていく。

- また、内部監査部門が、有効に監視機能を発揮しているか等についてもモニタリングを行い、各社との対話を通じて内部監査の高度化を促していきたい。

(以上)